

第451回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和7年1月16日(木)
- 2 開催年月日 令和7年2月13日(木) 午後1時30分から午後3時22分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

委員(9名)

亙理榮好会長代理、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員、冨健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席5名：湊謙会長、菅野信弘委員、小川原泉委員、金澤秀男委員、藏徳平委員]

岩手県

森山水産担当技監、筒井技術参事兼総括課長、野澤漁業調整課長、藤原振興担当課長、平嶋特命課長、中野主任主査、中井技術専門幹、片寄技師、工藤沿岸広域振興局水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、志田大船渡水産振興センター所長、阿部県北広域振興局水産部長、神水産技術センター所長、前川漁業取締事務所長

事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査

傍聴者

赤平英之、五日市周三

報道関係者

鎌田佳佑

5 委員会の議事

第1号議案 岩手県資源管理方針の変更について(諮問)

第2号議案 令和7管理年度における岩手県の特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量について(諮問)

第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

第4号議案 漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて(諮問)

第5号議案 漁業権及び知事許可漁業に係る条件の変更について(諮問)

第6号議案 令和7年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について

6 報告事項

- (1) 令和6管理年度における岩手県の特定水産資源(まいわし太平洋系群、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更及び令和7管理年度における岩手県の特定水産資源(まいわし太平洋系群)の漁獲可能量の変更について

(2) 漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況等の報告について

(3) 岩手県海区漁業調整委員会規程の一部改正について

7 その他

8 委員会の経過

横沢事務局長

それでは、定刻となりましたので、会長代理から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

亙理会長代理

ただ今から、第451回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席をいただき、ありがとうございます。

また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日御審議いただく議案は、県からの諮問が5件、委員会指示1件となっております。

そのほかに、報告事項が3件でございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長代理をお願いいたします。

亙理会長代理

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、湊会長、菅野委員、小川原委員、金澤委員、藏委員5名が欠席でございますが、平井先生が少し遅れるということでございますので、御了承御願いたします。8名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、梶委員と齋藤委員をお願いいたします。

亙理会長代理

それでは、第1号議案「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願いたします。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、岩手県資源管理方針の変更について（諮問）。

要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定により、岩手県資源管理方針の変更を行うに当たり、同条第 10 項で準用する同条第 4 項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定について御説明いたしますので、資料の 10 ページを御覧願います。

下から 5 行目、漁業法第 14 条第 9 項になりますが、「都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定されております。

方針を変更する場合においては、第 10 項に準用規定が設けられておまして、第 4 項の「都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」という規定が適用されますことから、県の資源管理方針を変更するに当たり、知事から諮問があったものでございます。

それでは、1 ページを御覧願います。

令和 7 年 2 月 7 日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

標題は、議案と同じでございます。

本文には、先ほど御説明しました漁業法の根拠規定が記載され、結びに、「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

2 ページ以降に、岩手県資源管理方針の変更の内容について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

平嶋特命課長

水産振興課の平嶋でございます。それでは、「岩手県資源管理方針の変更について」を御説明いたします。恐れ入りますが、以降着座にて説明させていただきます。

本県における重要な水産資源のうち、特定水産資源、いわゆる T A C 対象資源に関する資源管理の方向性につきましては、岩手県資源管理方針の別紙 1 に定められているところでございますが、今般、国では令和 7 年 4 月から「ぶり」を T A C 対象資源とすることとなったことから、岩手県資源管理方針の別紙 1 に「ぶり」を追加する変更をしようとするものでございます。変更の主な内容について御説明いたしますので、恐れ入りますが資料 7 ページの新旧対照表を御覧ください。

資料 7 ページでございます。初めに上段の公表日についてでございますが、本日の委員会で御審議いただき、変更してよい旨の答申をいただいた後、農林水産大臣の変更承認を受けて公表する予定のため、日付けを空欄としています。次に第 8、個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針について、左側の変更前では別紙 1 - 1 から別紙 1 - 10 まで計 10 魚種の T A C 対象資源の資源管理方

針が示されている旨記載されております。変更案は、別紙1—10に続けて別紙1—11として「ぶり」を追加することとし、「別紙1-10 かたくちいわし太平洋系群」を「別紙1-11 ぶり」に変更するものでございます。

8ページをお開き願います。8ページと9ページの表の右側に今回新たに追加する別紙1—11の案を記載してございます。第1の特定水産資源としましては、今般、追加となるぶりの資源管理の評価は系群を分けずに全国で1つの系群で実施していますので、単なる「ぶり」という表記になってございます。国では新たにTACの対象となる資源について概ね3年間かけて段階的にTAC管理体制の完成を目指すステップアップ管理を導入しており、この「ぶり」もステップアップ管理の対象となってございます。

ステップアップ管理につきましては、令和6年6月12日に開催されました第446回岩手海区漁業調整委員会に於きまして、別紙1—9の「まだら太平洋北部系群」、また令和6年12月12日に開催されました第450回岩手海区漁業調整委員会に於いて、別紙1-10の「かたくちいわし太平洋系群」を追加する際にも、説明しておりますので、詳細については割愛させていただきますが、資料11ページに概要を示してございますので、後ほどお目通しを願います。

資料8ページにお戻りいただきまして、新旧対照表の第2を御覧ください。

ここで資料の訂正がございまして、知事管理区分として、1「岩手県かぶり漁業」となってございますが、この「か」を削除し、「岩手県ぶり漁業」に訂正願います。申し訳ございません。

当該知事管理区分を構成する事項については、他の魚種に準じて同様に記載してございます。また、(2)の漁獲量の管理の手法等については、漁獲量の報告については、他の魚種と同様に陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとしております。

第3の知事管理区分への配分の基準ですが、ステップアップ管理の1年目として本県の漁獲可能量は設定されず全国の数字の内数としての設定ですので、「全量を岩手県ぶり漁業に配分する。」としております。第4の、「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理」については、今のところ想定されておりませんので、特になしとしております。第5には、段階的に管理を行うステップ管理であることを記載してございます。

ご参考までに2ページから6ページまでに変更部分に下線を付した変更後の溶け込み版としての資源管理方針を示してございます。

12ページを御覧ください。県の資源管理方針については、国の資源管理基本方針の変更が告示された後に、本海区漁業調整委員会にお諮りするところでございますが、ぶりの資源管理基本方針は、本日開催されております国の水産政策審議

会資源管理分科会への諮問を経て告示されるため、1月12日から2月10日まで実施しましたパブリックコメントの内容で、ご説明します。

飛んで15ページを御覧ください。国が今般、資源管理基本方針で変更しようとしている別紙2-52のぶりの内容を記載してございます。中段の都道府県の欄をご覧ください。ぶりの管理年度につきましては、4月1日から翌年3月末日までの県と、7月1日から翌年6月1日までの県に分かれてございます。国では管理年度を定める際、ぶりについては、都道府県によって漁獲の盛漁期（いわゆるピーク）の時期が異なり、漁獲ピーク時に管理期間の切り替えが行われると、管理上支障があるとの意見を受け、本県は近年の漁獲実績から、5月から6月に本格的な漁期を迎えていること、主な漁業種類である定置網漁業が2～3月に操業を切り上げることが多いことから、4月1日から3月末日までの管理としております。

なお、大中型まき網等大臣管理区分や管理年度②にあげている県は、漁獲ピークが主に2月から4月となっており、そちらは管理期間を7月1日から翌年6月末日までとしています。

本県は管理年度①として令和7年4月1日からの管理が開始されますが、管理年度②の大臣管理区分と道府県については令和7年7月1日からの管理開始となります。

説明については、以上となりますが、今回の変更にあたり、今後、農林水産大臣の変更承認等の手続きが必要な関係から、諮問内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

互理会長代理

ただ今、第1号議案について事務局及び県からの説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

互理会長代理

ありませんか。

(三田地委員「はい、少しお願いします」の発言)

互理会長代理

はい、どうぞ。

三田地委員

第1号議案の管理方針の変更ということですが、我々定置を沿岸漁業でやっている訳ですが、この変更であれば全ての漁業に関わるものですから、我々は本当に今大変な時期なんですよ定置漁業が。これで国の方の方針であるので、はいはいと聞くのはちょっと不可能に近いと私はそう思っております。ということで県の人達も、それなりの水産庁の方からの説明があれば、それなりに頑張っているのではないかなとは感じておりますが、

このままだと全ての漁業に、これが特にもぶりの関係は全ての漁業ということなものですから、資源をこういう風に増減させているのがですね、漁業の一部でないかなと感じております。特にも定置漁業は、待つて獲る漁業なものですから、今はあらゆるですね、魚の動きを上から管理できるような状態なものですから、これが一番大きな原因ではないかなと私は感じております。好き勝手に私が、定置だけは免除してくれということ、難しいかもしれませんが、我々も県を通じて許可を頂いている者でございます。本当に皆さんも御存じのとおり温暖化等で、かなりサケも来なくなる。色々我々の方も以前から定置だけに頼る漁業でなく、なんとか違う組合運営ができるようにというような指導も受けました。それでもやっぱり今まで9月からやっている定置漁業という事で頑張ってたんですが、このまま少し水揚げが悪くなると、規制をかけられるという事はですね、特にも定置漁業は死活問題です。ですが、それだけはこの諮問を反対とか、賛成とかではないんですが、そういう気持ちでいるということですね、認識してやはり定置だけでも本当はご免こうむれば良いかなど、好き勝手な意見になる訳なんですが、なんとかそういう人間もいるということ認識してお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

亘理会長代理

はい、ありがとうございます。

(平嶋特命課長「はい」の発言)

亘理会長代理

はい。

平嶋特命課長

ただ今、三田地委員からお話があったとおり、全国の中でもこのぶりの追加については、様々な意見があるところでございます。そういった形で先程説明を割愛させていただきましたが、11ページの方に特定水産資源TAC魚種のステップアップ管理としまして、こういったこれから取り組む資源については、最初のうちはステップ1と、最初の年については漁獲報告の義務化をまず行いまして、採捕停止の命令等を行わないという形になってございます。委員がおしゃるとおり定置漁業だけではなくて、当然ぶりとなりますと遊漁での採捕とか、普通のまき網、大臣管理ですとまき網等の漁獲がある訳ですけれども、とりあえず管理を始めるに当たり、最初にステップ1でまず我が国全体の漁獲の状況というのを把握しようというのが、目的の一つでございますので、その後、実際に採捕停止や、量を超えた場合には、どういった資源管理ができるか、というのを一緒に考えていくというような形での国からの説明でございます。確かにこの進め方には色々御意見があるところでございますけれども、ぜひ御理解頂きたいと存じます。

亘理会長代理

はい、ありがとうございます。

その他にございませんか。

(「ありません」の発声)

亘理会長代理

御意見がなければ、お諮りしますが。

第1号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

亘理会長代理

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

亘理会長代理

次に、第2号議案「令和7管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案、「令和7管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）」

[午後1時49分 平井俊朗委員入室、着席]

要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により、農林水産大臣から、すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の一番後ろ、11ページに抜粋しておりますので、御開き願います。

関係する箇所を太字として、下線を引いて標記しておりますが、これまでも、漁獲可能量を定める諮問の際、関係条項について説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和7年2月7日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を定めたいので、委員会の意見を求める旨、記載されております。

2ページ以降に、知事管理漁獲可能量の案等について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

平嶋特命課長

それでは、第2号議案につきまして引き続き御説明します。恐れ入りますが、以降着座にて御説明させていただきます。

はじめに、本海区委員会の開催案内につきましては、第2号議案の議題を「令和7管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、ぶり）の漁獲可能量について（諮問）」としておりましたが、後ほど御説明いたしますが、くろまぐろの漁獲可能量の通知は、国の手続き上、他の魚種と別に行われておまして、令和7年4月から新規に追加されるぶりについては、すけとうだら、するめいかと同時に漁獲可能量の通知があるため、便宜上、順序を変更してございます。開催案内と議題が変更となりましたことをお詫びいたします。

3ページをお開きください。農林水産大臣から、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7管理年度におけるすけとうだら太平洋系群、するめいかの岩手県漁獲可能量を、それぞれ「現行水準」、新規に追加されるぶりについては、101,000トンの内数とする意見照会がありました。

次に、4ページを御覧願います。農林水産大臣から、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7管理年度におけるくろまぐろの岩手県漁獲可能量を、小型魚を90.5トン、大型魚を89.1トンとする通知がありました。通常は、このくろまぐろの事例と同様に、漁業法第15条第4項に基づく農林水産大臣からの通知をもって本海区漁業調整委員会にお諮りするところですが、すけとうだら太平洋系群、するめいかの都道府県別漁獲可能量は、本日、開催されております国の水産政策審議会資源管理分科会への諮問を経て告示されるため、今回、先んじて発出された農林水産大臣の意見照会をもってお諮りするものでございます。令和5年2月8日開催の第435回岩手海区漁業調整委員会においても同様の取り扱いとさせていただいているものです。

なお、すけとうだら太平洋系群及びするめいかの「現行水準」とは、岩手県の現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして配分数量を明示せず、目安となる数量を示して配分されるものです。

5ページを御覧願います。岩手県の資源管理の方針を示した「岩手県資源管理方針」でございます。第2で、知事管理区分は水域、対象とする漁業、漁獲可能期間を定めることとしており、第3で、漁獲可能量の配分の基準を定めることとしております。

6ページを御覧願います。くろまぐろ大型魚の具体的な資源管理方針別紙1－4です。第2で、中西部太平洋条約海域において、くろまぐろ大型魚を採捕する全ての漁業に対し、第3の1において「95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県くろまぐろ大型魚漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てる。」とあります。

7ページを御覧願います。同じく、くろまぐろ小型魚の具体的な資源管理方針別紙1－5です。第2、第3の内容は、くろまぐろ大型魚と同様であります。

8ページを御覧願います。するめいかの具体的な資源管理方針の別紙1－6でございます。第2で、するめいかの採捕を行う水域において、するめいかを採捕する全ての漁業に対し、第3で「全量を岩手県するめいか漁業に配分する。」とあります。

9ページを御覧願います。すけとうだら太平洋系群の具体的な資源管理方針別紙1－7です。第2で、すけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域においてすけとうだら太平洋系群を採捕する全ての漁業に対し、第3で「全量を岩手県すけとうだら漁業に配分する。」とあります。

10ページを御覧願います。先程、ご審議いただきましたぶりの具体的な資源管理方針別紙1－11です。第2において、ぶりの採捕を行う水域においてぶりを採捕する全ての漁業に対し、第3で「全量を岩手県ぶり漁業に配分する。」とあります。

戻りまして、2ページを御覧願います。知事管理漁獲可能量を示す案文でございます。表を御覧願います。特定水産資源、管理区分、採捕に係る水域、管理の手法は、記載のとおりでございます。すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶりの知事管理漁獲可能量は、県の留保を行わず、全量である現行水準及び101,000トンの内数をそれぞれ全ての漁業へ配分するものです。また、くろまぐろ小型魚の知事管理漁獲量は、95パーセントに当たる85.975トンを実を全ての同漁業へ配分し、県の留保は4.525トン、くろまぐろ大型魚の知事管理漁獲可能量は、95パーセントに当たる84.645トンを実を全ての同漁業へ配分し、県の留保は残り4.455トンと定めようとする案でございます。

なお、今回お示しした案文につきましては、漁獲可能量の当初設定ですが、当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことにつきましても、併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。それでは、御審議のほど、よろしく願いいたします。

互理会長代理

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(熊谷委員「はい、すみません。」の発声)

互理会長代理

はい、お願いします。

熊谷委員

するめいかの漁獲枠について、数日前、新聞報道があったところですが、76%減、1万

9千ちょっとの漁獲量が令和7管理年度、本県は資料によるとこのとおり「現行水準」、今のするめいかの近年の不漁を考えると、資源維持のためやむを得ない措置かなと思っっているんですが、現行水準の目安188トン程度とありますが、本県まだ令和6管理年度は終わっていないですけど、実際どれくらいあるのか。今後76%も漁獲可能枠を減らされると、急劇な資源量の回復が見込めないと思うんですが、今後本県においても影響が出てくるのではないかなと思っておりますが、どうなんでしょうか。

(平嶋特命課長「はい」) 発声

亘理会長代理

はい。

平嶋特命課長

するめいかの漁獲量の関係ですけれども、本県この部分については、知事管理区分の漁獲量となっております。5トン以上の小型するめいか釣り漁業については、県の管理区分から外れてございます。ただ、主に漁獲の対象になるのは定置漁業でございますけれども、対象となるするめいかについては、漁獲実績は年間300トンくらいでございます。今回目安量として示された188トンですと、だいたい漁獲量の50%程度です。ただ現行水準という形でTACの数量による規制というのは、かからないという形でございますので、足りなくなった場合、その部分は国の留保から配分される形になると思います。ですから県の定置のするめいかに関しては、採捕停止という形にはならない状況になると考えております。

熊谷委員

ありがとうございました。

亘理会長代理

他にございませんか。

(三田地委員「はい、お願いします。」) 発声

亘理会長代理

はい、どうぞ。

三田地委員

するめいかの関係なんですが、まず去年の場合もトロール漁業でですね。これは聞いたものですが、規制はかかったんですね、水揚げで。但し、トロールで引いたものをですね、水揚げは市場にはされなくてもほとんどトロールに入ったものは、獲ったと同じなんです。あれはもうトロールに入って、網を締めてデッキに揚げた場合、ほとんど死んでる訳なんです。ですからそこら辺の考えをですね何とか、定置の場合は、最近も入りましたけれども、ほとんど今までの実績から見れば、私の方の定置を見れば少なかった訳なんです。そういう訳でトロールの考え方をなんとか考えていかないと資源の回復は図られないと思います。そこら辺でまずお願いしたい。それからまぐろ等はTACがですね、これはここの諮問の内容とかけ離れる訳なんです。去年水産庁の方が来てですね、TAC制

度、この下げ止めを3年間から3年間で廃止するというような格好、ここで喋っていいのかわかりませんが、なんとかやっぱり苦しい気持ちを皆さんから分かってもらいたいということですね。これ3年間でなくなると大変なことが生じてきます。岩手県の特にも定置漁業は大変なことになります。ということで、私東京に行くあれがあったんですけど、一応直訴的なものは私も持っていきました。胸に入れて。ただ、予約していないと水産庁の方には会えないという事で、まず、県団体の方にはこの気持ちを伝えていただきたいということは言うてきました。ただ、それが届いていないような状態なものですから、何とかこれは、県の方たちにもこの場で喋れば、何とかお願いできる3年間の内ですね、下げ止めを2分の1ぐらいで止めてもらえば、ある程度岩手県の定置も経営はできるのかな、皆さんもいろいろ県漁連等からデータはもらっているとは思いますが、本当に経営がぎりぎりのところまで来ているんです。ですから、そこら辺のですね、気持ちにとめておいてもらいたいと思います。後は、この下げ止め等積立ぶらすの関係が、くろまぐろのTAC制度がいつ頃まで続くのか、これが分かっただけです、この場で御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(平嶋特命課長「はい」) 発声

亘理会長代理

はい。

平嶋特命課長

するめいかの件につきましてですけれども、これはくろまぐろも同様でございますけれども、今の資源管理の手法としては放流、水揚げはしないという管理しかない形でございます。定置に関してもトロールに関しても一度網に入った物を放流してどれだけ資源の維持に役立つかということについては様々な意見があるところは承知してございます。ただ現行としてやはり漁獲量を把握する形としては水揚げの量という形しかできませんので、この件については御意見については国の方にも本県の方からも伝えていきたいと思いますが、ぜひ取り組みについては御理解頂きたいと存じております。共済関係については野澤の方から回答します。

野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤と申します。共済の関係でくろまぐろの下げ止めというお話でございますが、3年というお話でございましたが、昨年国の方からくろまぐろの下げ止めは、3年の期間をもって終了するというお話があったところですが、それを受けて業界の方からも強い反対の要望等いただき、我々の方から国の方にも働きかけさせていただいたところでございます。国の方は、そういった部分の要望等受けまして3年から2年間延長したということで、5年間の段階的な下げ止めの廃止という事で、5年間の猶予期間を設けたところでございます。そういったところの5年の間でいろいろまた海洋環境の変化に応じた漁場とか定置とか、そういった強靱化とか新たな養殖とか、そういった複合的な漁業の取り組みを進めてくださいというようなお話も国から頂いておりました。また、委

員からくろまぐろの資源管理の終了期が、いつまでかというお話についてでございますが、くろまぐろは、資源量を踏まえ資源の回復するための国際条約ということで平成27年からスタートしたものでございますが、最終的な終了の部分のお話は今のところございませんので、いつまでに終了するという事は、現時点ではお答えできません。

亙理会長代理

はい、ただ今県の方から説明がありましたが、よろしいですか。

三田地委員

これ以上しゃべっても無理だと思います。

亙理会長代理

その他ございますか。よろしいですね。

(「はい」の発声)

亙理会長代理

御意見がなければ、お諮りいたします。

第2号議案について、異議がない旨、答申することにし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

亙理会長代理

はい、全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定いたします。

第2号議案終了

亙理会長代理

続きまして、第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

横沢事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料、こちらですけども、御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第3号議案、「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」

要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第8号及び第11号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の7ページ以降に抜粋して整理しております。初めに7ページを御覧願います。

関係する箇所を太字として、下線を引いて標記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則、第4条第1項第8号の「さんま棒受網漁業」及び第11号「いか釣り漁業」が対象でございます。

この漁業の許可に際し、制限措置として定める項目等につきましては、8ページから9ページにございますが、これまで、同様の知事からの諮問があった際に説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。

令和7年2月7日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤と申します。それでは、第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について」御説明をさせていただきます。恐れ入ります、以降着座にて御説明させていただきます。

初めに、資料の5ページ、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」というところの5ページをお開きいただきたいと思います。知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、許可すべき船舶の数などを上段の表に示す「制限措置」として定め、その内容を公示するものとされております。今回お諮りするのとは、下段の表にございます「操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類」のうち、県外船を対象とした「7 さんま棒受網漁業」と「10 いか釣り漁業」でございます。

続きまして、今回の諮問の対象となる漁業に係る制限措置について、御説明をいたします。資料の6ページをお開きください。6ページでございます。2の制限措置のうち、「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数について」を御覧ください。まず、(1)「さんま棒受網漁業」につきましては、道県ごとに相互の許可枠の調整を行ってきた経緯がございます。関係道県への要望調査の結果、いずれも許可枠の範囲内で要望があったことから、業界団体からの意見も踏まえ、要望数と同数の許可枠を公示するものでございます。公示案につきましては、資料2ページに示してございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、お戻りいただきまして、6ページ下段の(2)「いか釣り漁業」でございます。いか釣り漁業につきましても、道県ごとに相互の許可枠の調整を行ってきた経緯がございます。関係道県の要望調査の結果、いずれも許可枠の範囲内で要望があったことから、業界団体からの意見も踏まえまして、要望数と同数の許可枠を公示するものでございます。なお、資料7ページに根拠法令の抜粋を示してございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上になります。よろしく御審賜りますようお願いいたします。

互理会長代理

ただ今、第3号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、御発言をいただきたいと思います。

(「ありません」の発声)

互理会長代理

御意見がなければ、お諮りいたします。第3号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

互理会長代理

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第3号議案終了

互理会長代理

続きまして、第4号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

横沢事務局長

それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第4号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」。

要旨、岩手県知事から、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条に規定する漁業のうち、県内船に対する中型まき網漁業、岩手県漁業調整規則第4条に規定する漁業のうち、県内船等に対するあわび漁業、なまこ漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、いか釣り漁業、さけはえ縄漁業及びいるか突棒漁業の許可、並びに県外船に対するかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業及びいるか突棒漁業の許可に当たり、同規則第15条第1項の規定に関わらず、漁業の許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令上の規定について御説明しますので、6ページを御覧願います。

「漁業の許可及び取締り等に関する省令」の抜粋でございますが、この内、諮問の対象となっているのは「中型まき網漁業」となっております。

次に、県漁業調整規則の抜粋でございますが、この内、諮問の対象となっているのは第4条第1項第1号の「あわび漁業」、第2号の「なまこ漁業」、第3号の「小型まき網漁業」、第4号の「かじき等流し網漁業」と、次ページの第11号「いか釣り漁業」、第13号「さけはえ縄漁業」、第14号の「いるか突棒漁業」計7種類の漁業となっております。

下にあります第15条第1項に、「許可の有効期間」として、漁業の区分に応じた期間が規定されております。

また、この「有効期間」について、同条第2項において、「知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。」と規定されておまして、この規定が、知事からの諮問の根拠となっているものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。

令和7年1月21日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、先ほど、御説明いたしました「漁業の許可及び取締り等に関する省令」に規定されている漁業のうち中型まき網漁業、県漁業調整規則において規定されている知事許可漁業のうち、令和7年度中に許可が予定されている漁業について列記され、結びに「許可に当たっては、同規則第15条第1項の規定にかかわらず別紙のとおり漁業許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。」となっております。

2ページ以降に、内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課野澤でございます。それでは、4号議案の「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて」御説明いたします。恐れ入ります、以降着座にて御説明をさせていただきます。

まず資料5ページをお開き願います。5ページでございます。こちらの表にございます知事許可漁業の許可の有効期間を一覧に示したものでございます。右から2列目の「今回諮問」と書かれている所の欄に○がついている漁業種類の有効期間を今回短縮しようとするものでございます。

「1 一斉更新において有効期間を短縮するもの」でございますが、いずれも更新日の同日付けで許可する場合の有効期間を短縮するものとなっております。

まず、(1)の県内船等に係る漁業の許可を短縮する理由につきましては、あわび漁業となまこ漁業は密漁防止の観点から、さけはえ縄漁業は国の通達により、通常の有効期間は1年のところを、実際の漁期となる期間に限り許可するものでございます。

次に、(2)県外船に係る漁業の許可につきましては、対象の漁業種類の有効期間は通常は3年となっているところ、本県船が他道県の沖合で入会して操業する場合、他道県から許可の有効期間が1年以内とされていることを踏まえ、漁業調整上、本県も他道県の許可の有効期間を同じように1年とするものでございます。

次に3ページ目を御覧ください。「一斉更新日の翌日以降において有効期間を短縮するもの」についてでございますが、これは、一斉更新で許可枠に残枠が生じた場合、許可の有効期間中に追加で許可をする場合等におきましても、先に一斉更新した許可と後から追加する許可、双方の有効期間の満了日を同じ日とするものでございます。短縮の理由としましては、(1)県内船等に係る漁業及び(2)県外船に係る漁業の許可につきまして、一斉更新日の翌日以降に許可する場合、漁業調整上、有効期間の満了日が同一となることが適当であるためでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

互理会長代理

ただ今、第4号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、御願いをいたします。

互理会長代理

ございませんか。

(「ありません」の発言)

互理会長代理

御意見がなければ、お諮りします。

第4号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

互理会長代理

全員賛成ですので、異議がない旨、答申することと決定いたします。

第4号議案終了

互理会長代理

続きまして、第5号議案「漁業権及び知事許可漁業に係る条件の変更について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第5号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。

恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第5号議案「漁業権及び知事許可漁業に係る条件の変更について(諮問)」。

要旨、岩手県知事から、漁業法第86条第1項に規定する漁業権の条件及び同法第58条で準用する第44条第1項に規定する知事許可漁業の条件について変更したいので、同法第86条第2項の規定に準じて、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定について御説明しますので、資料の13ページを御覧願います。

漁業権の条件については、同法第 86 条第 1 項に「都道府県知事は漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。」と規定され、知事許可の条件についても、同法第 44 条及び第 58 条の準用規定により、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、条件を付けることができると規定されております。

これら漁業権及び知事許可漁業に係る条件の変更について、同法第 86 条第 2 項の規定に準じて、当委員会の意見を求められているものでございます。

それでは、1 ページを御覧願います。

令和 7 年 1 月 29 日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2 ページ以降に、内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤と申します。それでは漁業権及び知事許可漁業に係る条件の変更につきまして、御説明させていただきます。恐れ入ります、以降着座で説明させていただきます。初めに 13 ページを御覧下さい。13 ページでございます。先程事務局から御説明がございましたが、諮問の根拠となる漁業法第 86 条「漁業権の条件」、同法第 58 条で準用する第 44 条他等の条件を示してございます。

86 条第 1 項には、「都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。」とあり、その第 2 項には、「前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」とされてございます。また、第 44 条第 1 項には、第 58 条の知事許可漁業の許可で準用し、「都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。」とされております。今回の案件は、条件を付すという事ではなく、条件を緩和する訳でございますが、これにつきましては、逐条解説の漁業法に「条件の廃止とみなせる場合は、行政行為の附款という条件の法的性質を踏まえ、明文の規定はなくとも都道府県知事はこれを行えると解さるが、第 2 項や第 4 項との規定の関係上、漁業調整委員会の意見を聴くことが望ましい。」とございますことから、同様に貴委員会の意見を聴くものでございます。

次に 3 ページをお開きください。3 ページでございます。本日御協議いただく条件の変更、具体には、定置網等の箱網の網目制限についてでございますが、県では漁業権の一斉切替えの度に「漁場計画策定方針」を策定してございまして、この中でさけ資源を造成する目的で放流されたさけ稚魚を保護するため、定置等の漁業権の免許に対しまして次のとおり制限又は条件を付して、箱網の網目の大きさを制限してございます。これは放流され

たさけ稚魚が4月から6月にかけて沿岸を滞泳してから北上回遊を行うことから、さけ資源を保護し、効果的にさけ資源を造成するために、この期間に網目の大きさの下限を設定し、制限をしているものになります。その下の所で、令和6年8月20日でございますが、岩手県の定置漁業協会から県に対しまして、定置網の網目制限を緩和して欲しい旨の要望がございました。要望内容は、さけ資源が減少する中で、いわし等の魚種を活用し、漁業収入の補填を図るため、さけ稚魚放流終了後の定置網の網目制限の緩和について、特段の御指導をお願いするというものでございます。従来の上旬から6月上旬までは、さけ稚魚保護のため、網目の制限措置が取られてきましたが、近年の海洋環境の変化に対応し、さけの稚魚放流は4月中に終了してございまして、当協会の会員からは、いわし資源の有効活用のため、網目制限時期の緩和が求められているとの理由でございました。

そこで県ではこの要望を受けまして、県水産技術センターに科学的知見に基づく網目制限緩和に対する見解を整理していただきました。その報告の結果につきましては、資料8ページから12ページに図表がありますので併せてご覧いただければと思います。まず8ページ目をお開きください。8ページ目でございます。近年海洋環境の変化に伴いまして春季における沿岸部の海水温が上昇傾向にございまして、さけ稚魚が分布する上限水温である13°Cの到達日が過去と比べまして1か月程度早まる傾向があるということが示されてございます。

次に9ページをお開きいただきたいと思っております。海水温の上昇に伴いまして、さけ稚魚の湾内での分布期間におきましても近年、20日程度早まってきており、5月10日以降はほとんど確認されていないという調査結果が示されてございます。また、次の10ページには沿岸部におきましても、5月下旬以降の分布がほとんど認められない状況であることが示されてございます。次の11ページには、令和4年以降になります。さけ稚魚の放流時期が早まってございまして、概ね4月には稚魚の放流が終了しており、放流サイズも近年湾外への移動が可能となる2g以上の大型魚を放流しているといったことが示されてございます。なお、12ページにはさけ稚魚の放流数等を示してございまして、昭和59年には約4億尾の放流体制が整いまして、平成22年頃まではその4億尾の放流数を維持してきましたが、一方、その後のさけの回帰尾数の減少によりまして種卵の確保が困難となり、令和5年には4億尾体制の約15%にあたる5,600万尾の放流に留まっていることが示されてございます。

こういった結果を踏まえ、近年の環境に対応したさけ稚魚の放流実態と放流後のさけ稚魚の分布状況を踏まえると、さけ稚魚を保護する期間としては、4月から5月中旬頃までと考える。という見解が水産技術センターの方からございました。ただし、環境が低温化するなど今後の状況如何で過去の状況に戻る傾向が見られた場合は、網目規制を再度検討することを提案するという取りまとめを頂いたところでございます。

次に、こういったことを踏まえ4ページにお戻りいただきたい。4の県の対応方針に書かせていただいたところを御覧ください。現在、業界と行政が一丸となつて、さけ資源回

復に向けた取組を進めている中で、定置網漁業につきましても、さけ稚魚を保護するための最大限の努力が必要であると考えます。一方近年海洋環境の変化に伴いまして、春先の水温上昇がこれまでよりも1か月程度早く、関係団体においては、さけ稚魚の早期放流や稚魚放流の大型化の取組を進めているところでございます。また、県水産技術センターの調査におきまして、内湾では5月中旬、沿岸部においては5月下旬以降は、さけ稚魚の分布が確認されていないという状況にあること、これらのことから近年の海洋環境が継続することを前提とした場合、網目制限期間の終期の短縮は可能と考えるのでございます。

なお、本件沿岸におけるさけ稚魚の滞泳期間は、放流時期の他、水温等の海況に大きく影響されるものと考えられ、海況は毎年大きく変動するものであり、今後の状況の変化等により再び制限期間を延長することもあるということとしました。

県の対応といたしましては、今回の定置漁業協会からの「定置網の網目制限緩和」の要望及び近年のさけの資源増殖の取組や海洋環境の動向を踏まえて、以下のとおり、網目制限期間の変更を行うこととします。

対象漁業は、現在網目制限の条件を付している定置漁業権、第二種共同漁業権（小型定置網、磯建網）、小型定置網漁業許可になります。

具体の漁業権者等は6から7ページに示してございます。変更内容は2ページを御開きください。2ページでございます。内湾漁場では「毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。」を「毎年4月1日から5月10日まで期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。」に変更。また外海漁場では「毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。」を「毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。」に変更する旨記載されてございます。

なお、附則といたしまして、本県沿岸におけるさけ稚魚の滞泳期間は、放流時期やサイズの他、水温等の海況に大きく影響されるため、今後の海洋環境の状況変化によっては、再び制限期間を検討するとさせていただきたいと思っております。

説明は以上になります。よろしく御審議の程御願ひ申し上げます。

亘理会長代理

ただ今、第5号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

（三田地委員「はい、お願いします。」の発声）

亘理会長代理

はい。

三田地委員

第5号議案については、諮問の内容については異議ありません。お願いがあります。とういうことはですね、さけの資源保護をする意味から、去年私はですね、すごく魚が釣れ

ているという事で4月だったんですが、4月の初めから行って見ました。そしたらさけの稚魚なんですよ、釣れてるのが。これをですね、宮古湾の河口ですから、あそこで県漁連の方には写真を撮って持って行って見せました。すごい量が釣れているんです。まあこれで我々は何とかしなければならぬということで、今国の方でも高く稚魚を買って頂いているものですから、これをなんとかですね看板でも、さけの稚魚は釣られないということ、資料はあると思います。サケの稚魚の写真はあると思いますから、そこら辺ですねなんとか、密漁になると思うんですよ。許可があっても無くてもさけは釣られないことになっているものですから、そこら辺の対策を講じていただきたいというお願いでございます。何とかそこら辺の答弁があったらお願いしたいと思いますが、よろしく願います。

野澤漁業調整課長

質問ありがとうございます。まず、事実確認しなければならないことがございますけれども、当然さけ稚魚はやはり資源保護の観点から、しっかり北上させるような取組をしなければならぬので。さけ稚魚を獲る人がどういう者なのかというところもあるんですけども、実際さけ稚魚を獲って食べたりなんかは、想定されないとと思いますが、いずれ漁協関係者を通して、さけ稚魚の保護については、しっかりと説明して獲らないような働きかけはしていきたいと考えています。

三田地委員

今のは野澤さんのあれなんですけれども、食べてるんだそうです。ということはですね、チカに近いものだと思って釣っているんだそうです。莫大な量なんです。これは現場で確認してきましたんで。ですからこれはですね、早急に何とか対策を講じないと大変なものが釣れていると思いますので、よろしく願います。

亘理会長代理

はい、ありがとうございます。

他にありませんか。

(発言なし)

亘理会長代理

御意見等がなければ、お諮りします。第5号議案について、異議がない旨、答申することとに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

亘理会長代理

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定いたします。

第5号議案終了

亘理会長代理

続きまして、第6号議案「令和7年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

大野事務局次長

事務局次長の**大野**でございます。第6号議案を説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。以降、着座にて御説明させていただきます。

第6号議案「令和7年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」。

要旨、県北海域における底はえ縄漁業の操業秩序の維持のため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

最初に、7ページを御覧願います。上段に委員会指示発動の経緯を記載しておりますが、本委員会指示は、本県と青森県の県境海域の漁場利用調整において、岩手県沿岸漁船漁業組合及び岩手県漁業協同組合連合会から、本県船による底はえ縄漁業の安定した操業を確保するための要望を受けまして、平成20年11月から、当該海域における底はえ縄漁業を届出制とする委員会指示を発動しているものでございます。7ページの下の方には示していませんが、岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点正東線以北の岩手県地先海面、この海域を対象とした届出でございます。8ページを御覧願います。8ページから10ページには、岩手県沿岸漁船漁業組合と岩手県漁業協同組合連合会からの令和7年度の底はえ縄漁業の操業に関する要望書の写しを添付してございます。何れも、操業秩序の維持及び安全操業の確保のため、引き続き委員会指示の発動を要望する内容となっております。続きまして、11ページを御覧願います。11ページから12ページにかけては、底はえ縄漁業の現況として、平成22年度以降の漁獲状況等と届出状況をお示ししております。

令和5年度は19隻の届け出があり、漁獲量が合計157トンでございました。令和4年度の水揚量に比べ39%と減っております。また、令和6年度の届け出隻数は17隻でございました。また、資料の13ページから14ページにかけては、岩手県水産技術センター水産情報配信システムから入手した県内魚市場における「マダラ」と「スケトウダラ」の水揚状況につきまして、お示ししておりますので、後ほど御覧願います。

戻りまして、4ページを御覧願います。委員会指示の新旧対照表でございます。左側に「旧」として令和6年度の委員会指示を、右側に「新」として令和7年度の委員会指示案の内容について、変更箇所をゴシックで表記し、その下に線を引いております。変更箇所は、委員会指示番号と指示発動の年月日、年次年度に係る箇所及び会長名が変更となっております。

それでは、1ページを御覧願います。令和7年度の委員会指示案でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業について、次のとおり制限する。日付につきましては、本日御承認いただければ、令和7年3月7日金曜日の予定としてでございます。会長名でお出します。

以降の指示の内容につきましては、従前との変更箇所は先ほどの委員会指示の新旧対照表のとおり、年次年度のみの変更でございますので、省略させていただきます。

以上が、委員会指示案でございますが、この指示案につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。以上です。

亘理会長代理

ただ今、第6号議案について、事務局から説明がありました。これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、御願いをいたします。

(「ありません」の発声)

亘理会長代理

よろしいですか。御意見等がなければ、お諮りをいたします。第6号議案について、原案のとおり指示することにし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

亘理会長代理

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第6号議案終了

亘理会長代理

次に「報告事項」に入ります。

報告事項(1)について、県から説明をお願いします。

平嶋特命課長

それでは、御説明いたします。黄色の表紙の報告事項(1)、令和6管理年度における岩手県の特定水産資源(まいわし太平洋系群、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚))の漁獲可能量の変更及び令和7管理年度における岩手県の特定水産資源(まいわし太平洋系群)の漁獲可能量の変更について、でございます。恐れ入りますが、以後着座にて御説明させていただきます。

まず初めに1ページをお開きください。今回、御報告いたしますのは、前回の第450回岩手海区漁業調整委員会の開催、令和6年12月12日ですけれども、これ以降に、本県において急激な漁獲量の積み上がり等で急ぎ、知事管理漁獲可能量の変更をする必要があったため、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会で承認いただいたとおり、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の報告とさせていただくものでございます。

今般、知事管理漁獲可能量を変更し、事後の報告とさせていただいたものは、特定水産資源としましては2つございまして、1のまいわし太平洋系群、2のくろまぐろ(小型魚)、

くろまぐろ（大型魚）でございます。まいわし太平洋系群につきましては、令和6年12月19日に令和6管理年度の漁獲可能量の変更と、1月から新たな管理年度が始まっておりま
すけれども、令和7年2月12日に令和7管理年度の漁獲可能量の変更を行っております。

また、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）につきましては、現行の令和6管理年度について令和7年2月12日に漁獲可能量の変更を行っております。

まず初めに、まいわしから御説明します。恐れ入りますが、8ページをご覧ください。参考資料としてまいわしの漁獲状況を示してございます。まいわしの漁獲可能量と漁獲実績の推移について、全国と岩手県の状況でございます。これまでも御説明しているとお
り、本県には令和元年から漁獲可能量の数量配分がなされておりました、火光利用敷網によるマイワシの試験操業の開始等もありまして、グラフに示してあるとお
り令和3年度以降は毎年度当初の漁獲可能量から追加の配分を受けております。下の表に示してありますとお
り、令和6管理年度におきましては、令和6年12月9日に漁獲可能量の80%を超えたこと
から、国に申請し、表の中で丸で示しておりますとお
り、7,000トンの追加配分をいただき、令和6管理年度の最終配分は、29,700トン、これに対し最終的な漁獲実績は、24,782
トンとなりまして、83%の消化率となったものでございます。また、年が明けまして令和
7管理年度の開始以降も、まいわしの来遊がございまして、2月7日現在で、10,680ト
ンの漁獲実績があり、ほぼ1か月余りで当初配分の89%を消化したことから、国に対して申
請しまして、表に丸で示しておりますとお
り、10,000トンの追加配分をいただき、累計で
22,000トンの配分で現在のところ49%の消化率となっております。

戻りまして、2ページを御覧願います。2ページでございます。令和6年1月から12月
までの令和6管理年度において、農林水産大臣から、本県漁獲可能量を22,700トンから
29,700トンに変更した旨の通知が令和6年12月17日付けでありました。3ページを御覧願
います。国からの29,700トンの漁獲可能量の配分の通知を受け、令和6年12月19日付けで、
資源管理方針に則り、95パーセントの28,215トンを岩手県まいわし漁業に配分し、残り5
パーセントの1,485トンを県の留保に充てる漁獲可能量の変更を行い、公表いたしました。
変更後の新旧対照を4ページに示してございます。

続きまして5ページを御覧願います。令和7年1月から12月までの令和7管理年度にお
いて、農林水産大臣から、本県漁獲可能量を12,000トンから22,000トンに変更した旨の通
知が令和7年2月10日付けでありました。6ページを御覧願います。国から22,000トンの
漁獲可能量の配分の通知を受け、令和7年2月12日付けで、資源管理方針に則り、95パー
セントの20,900トンを岩手県まいわし漁業に配分し、残り5パーセントの1,100トンを県
の留保枠に充てる漁獲可能量の変更を行い公表いたしました。7ページにはその新旧対照
表を記載してございます。

次に、くろまぐろの漁獲可能量の変更について、御報告いたします。

飛びまして、12ページ、13ページを御覧願います。現状のくろまぐろ（大型魚）の漁獲
状況を示してございます。12月にくろまぐろ（大型魚）については、定置網で漁獲枠を超

える漁獲があり、漁獲可能量の変更前には1.113トンの超過状況でございました。漁獲可能量を超過しておりますと翌年度の令和7管理年度の追加配分時に超過分が差し引かれることから、国の融通制度を用いて、くろまぐろ（小型魚）の残余のうち1.0トン大型魚に振り替えて、超過を0.113トンとしております。

14ページを御覧願います。くろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量超過の経緯についてでございますが、令和6年11月末まで県全体の消化率が約43%と低い状況であったため、12月9日から定置漁場ごとに設定している漁獲枠の一時的な撤廃により、漁獲の増大を図ったところですが、12月13日から14日にかけて約36トンの大量入網があったところです。

はえ縄漁業の操業が本格化する前であったため、県ははえ縄漁業によるくろまぐろの漁獲抑制について協力を求めたところでございますが、12月23日に超過する状況となり、採捕停止の手続きを行っております。

令和7年1月24日の岩手県告示第39号で漁獲可能量を超過したことを告示し、岩手県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則第2条第2項の規定により、令和6管理年度のくろまぐろ（大型魚）の採捕停止がなされております。

根拠となる関係法令については、時間の都合上、説明を割愛させていただきますので、後ほどお目通しを願います。

戻りまして9ページを御覧ください。9ページでございます。県では、若干残枠がありましたくろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量のうち1.0トンを、定置漁業協会等の了承を得まして、くろまぐろ（大型魚）に振替を国に申請し、令和7年2月7日に農林水産大臣から、小型魚を1トン減らし、大型魚を1トン増加させる配分通知がありました。

10ページを御覧ください。令和7年2月12日付けで変更した漁獲可能量でございます。くろまぐろについては、令和6年8月20日に開催された第447回海区漁業調整委員会で諮問したとおり、大型魚と小型魚ともに県の留保枠を解除していたところですが、今般、大型魚が1.0トンの追加配分となったことから、資源管理方針に基づき、増加分の5%である0.05トンを県の留保枠とし、知事管理漁獲可能量を80.750トンとしております。

小型魚の漁獲可能量については、減少となることから、県の留保はございません。

11ページに今般の漁獲可能量の変更についての新旧対照表を示してございます。

なお、16ページ以降、根拠となる資源管理方針及び関係法令について示してございますが、この内容につきましては、これまでも御説明してきました内容ですのでこちらも説明を割愛させていただきます。

なお、このくろまぐろ（大型魚）の超過については、3月末までの年度内にも他県との融通できる機会等がございまして、この制度を活用して、超過の解消ができるよう努力していくこととします。

説明は以上になります。

亘理会長代理

ただ今、県から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、御願いをいたします。

(「ありません」の発声)

亘理会長代理

御意見がなければ、報告事項(2)に移ります。

県から説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課の野澤でございます。では、報告事項の「漁業権漁業における資源管理状況及び漁場活用状況の報告」につきまして、御説明させていただきます。恐れ入りますが、着座での説明させていただきます。

はじめに、最後のページとなります45ページを御覧ください。45ページです。

漁業法第90条及び漁業法施行規則第28条におきまして、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、資源管理の状況や漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないと規定されてございます。また、漁業権者から報告を受けた知事は、海区漁業調整委員会に対しまして、その内容を1年に1回以上報告するものとされていることから、今回令和5年度における漁場活用状況等を御報告するものでございます。今回の報告の対象となるのは、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の全ての漁業権漁業になります。

こちらの漁業権者から行使状況報告書を提出して頂き、その概要を取りまとめてございます。

それでは、1ページをお開き願います。1ページでございます、表の見方につきまして御説明いたします。表の右上には、報告対象期間を記載してございます。今回の対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間になります。

その下の、点検結果凡例といたしまして、表の右側の2列目の、「点検結果」欄に示す凡例を示してございます。その漁業権が、適切かつ有効に活用されていれば○、活用状況について注視が必要というものにつきましては▲、廃場見込みの漁場は×というものでございます。表の列、左から順に御説明いたします。

「免許番号等」の欄には、免許番号と漁業権者を、次の「漁業の名称」の欄には、生産額が最も多い漁業名を記載しております。「漁業時期」の欄にはその漁業の始めの期間と終わりの終期につきまして、「漁場の活用状況」の欄には、操業状況としまして、延べ日数又は、実際の操業期間、生産量として、漁業権漁場ごとの生産量の合計値を記載してございますが、干しマツモや殻付きカキ等、重量が不明な物については生産量に含めてございません。「漁場の活用状況」の右側の欄は、漁業権行使者数の記載欄となっておりまして、共同漁業権では、組合員の行使権として経営体世帯数又は行使者数、漁業従事者を含めた漁業者の実数(区画漁業権では延べ行使者数)を記載してございます。

「資源管理に関する取組の実施状況」の欄には、漁業権者が取組んでいる漁業関係法令の遵守状況、採捕制限に関する実施状況、資源、増殖及び漁場保全に関する取組の実施状況等を記載してございます。

それでは、漁業権漁業ごとに一括して漁場活用状況を御報告させていただきます。

まず第1に共同漁業権につきましては、1ページ目から7ページ目に取りまとめてございます。一共第13号から第21号までの漁業権者は久慈市漁協になりますが、今年度は未だ報告の提出がございません。引き続き水産部を通じまして直ちに提出するよう指導して参ります。

その他の免許につきましては資源管理に関する取組の実施状況の欄に代表的な取組を幾つか記載してございますが、県といたしまして、適切かつ有効に活用されていると判断してございます。

次に第二種共同漁業のうちいかり止め底刺し網漁業と磯建網につきましては、8ページから12ページに取りまとめてございます。二共第1号のうち、久慈市漁協から報告の提出はありません。その他一部の漁業権漁場では、磯建網の操業実績がありませんが、漁業権単位から見れば、全ての漁業権漁場で操業実績、資源管理に関する取組が確認できたことから、適切かつ有効に活用されていると判断してございます。

次に第二種共同漁業のうち小型定置漁業につきましては、13ページから16ページに取りまとめてございます。二共第3号から第7号までの久慈市漁協からの報告はございません。全県的に近年の厳しい資源状況を受け、令和5年9月の漁業権免許切替えに際し廃場した漁場が4漁場、行使希望者が無く休業した漁場が2漁場あります。休業した2漁場は漁業権免許切替後も存続しているため、今後の漁場活用状況を注視して参ります。

定置漁業につきましては17ページから26ページに取りまとめてございます。

定第4号から第12号までの久慈市漁協及び同管内漁業権者からの報告はございません。定置漁業は、小型定置漁業と同様に全県的に近年厳しい資源状況にて、乗組員を確保できず休業するといった漁場が5つ、令和6年3月の定置漁業権免許切替えに際して廃場となった漁場が2漁場あります。

次に区画漁業につきましては、27ページ以降に取りまとめています。

一区第3号から第9号までの久慈市漁協からの報告はございません。その他生産実績がないために、点検結果が状況注視となった漁場が複数の漁場があります。いずれも各漁業権者におきまして漁場の活用方策を検討中ということでございまして、今後の活用期待し、必要に応じて助言、指導して参りたいと考えてございます。状況注視と判断した漁場につきましては、漁業権者に対しまして、漁場の適切かつ有効な活用が図られるよう必要な措置を講じていくような助言、指導して参るとともに、今回報告が無かった漁業権者に対しましては、やはり漁業法や施行規則で定められた事項として対応していただく必要がございますので、引き続き必要事項の対応を促して参りたいと思っております。報告は以上になります。

亙理会長代理

ただ今、県から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、御願いをいたします。

(「ありません」の発声)

亙理会長代理

はい、ありがとうございます。他に御意見がなければ、報告事項(3)に移ります。事務局から説明をお願いします。

大野事務局次長

事務局次長の大野でございます。報告事項(3)「岩手海区漁業調整委員会規程の一部改正について」、御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御用意願います。以降、着座にて御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧願います。今回の一部改正の概要でございます。1改正の趣旨は、令和6年度における定年引上げ制度の導入に伴うものでございます。

2 経緯について、令和6年3月15日付で県総務部長から「定年引上げ制度の導入に伴う職の設置等」について、当委員会事務局を含む県の関係機関あてに通知があったことから、当委員会事務局に配置されうる新たな職「技術専門幹」を職務と併せて追加するものでございます。

資料の5ページを御覧願います。令和6年3月15日付けの人第749号の総務部長通知の写しでございます。定年引上げ制度の導入に伴う職について示されておりまして、この中で当海区委員会事務局において配置されうる職というのは、真ん中の「技術専門幹」ということとなります。

再び1ページ目にお戻りください。新旧対照表を御覧ください。左側が改正前を、右側が改正後を記載しております。(職及び職務)について、規定している第6条の2について、右側の改正後の表に、職として「技術専門幹」、職務として「上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、事務局の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。」を新たに追加するものでございます。

施行日は、法規等の手続終了後に県報掲載される日付けとなります。なお、2ページから4ページに委員会規程の改正後の全文を掲載してございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

報告は以上でございます。

亙理会長代理

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、御願いをいたします。

(「ありません」の発声)

亙理会長代理

御意見がなければ、「その他」に移ります。

それでは「その他」、委員の皆様から、委員会で共有したい情報等ございませんか。

(砂田委員「はい」の発声)

互理会長代理

はい、お願いします。

砂田委員

こないだ5トンから10トンのくろまぐろの12隻の大臣許可の関係なんだけれども、色々の漁業者からの問題がありまして、まず5トンから10トン未満船で応募が150隻、152だか154隻だがありましたけれども、その中で県の方でも150人だかにちゃんと説明してもらってから抽選をしたのか、23日だかに抽選したんですが、そこらの組合員は納得してねえだ。そういう風に漁協さ来ている訳です。ちゃんと公正公平にいずれしたんだか、そこらを言われて来ましたんで、平嶋特命課長、説明をお願いします。

平嶋特命課長

今の委員がおっしゃいました沿岸くろまぐろ漁業承認でございますけれども、これは国の諮問機関であります広域漁業調整委員会が行っているものでございまして、県は申請を取りまとめて国に進達する業務を行っているものでございます。国の方はこれまで、新たな承認というのを認めてこなかったんですが、今般、国際会議で合意された日本への漁獲枠拡大を背景に、令和6年11月18日の太平洋広域漁業調整委員会指示において新規承認を認めるという決定がありまして、取りまとめを行う県が12月19日に漁協や漁業者に対して、国の実施する申請見込み数の調査、希望の調査というのを説明したところでございます。ただ、国の方から12月26日に事前に既存の漁業者と協議のうえ新規漁業者に配分する漁獲枠を決定し、その漁獲枠の範囲内で新規承認申請見込み数を報告すべきとの技術的助言があり、1月24日までの期限で報告するよう指示がございました。これについて、県の方では漁業関係団体と調整しておりまして、その調整の際に漁具の整備等経営的な面から相当量の漁獲割当が必要であること、承認隻数が多くなると漁場の競合等が懸念されること、それから大型魚を漁獲するうえで安全に操業できる漁船の規模を検討する必要があること等の意見がございまして、この意見を踏まえ1隻当たり漁獲枠を大型魚490キログラムとし、5トン以上の漁船12隻を申請見込み数として報告することとしたものでございます。この決定が1月22日に調整がつきまして、国の方から1月24日までの締め切りという形になりましたので、急遽県の方で抽選を行いました。今回国が示す承認条件については、漁業関係法令の遵守と各申請候補者の優先順位を付けることが困難であったことから抽選を行ったものでございます。県では1月23日に漁業関係者団体の役職員の立ち合いのもと厳正なる抽選を行い国に対して本申請を進達する漁船を決定してございます。2月10日までが申請の締め切りでございまして、12隻について国の方へ申請の進達を行ってございます。なお、この承認は3月中旬頃、国から承認が来る予定でございます。経緯としては以上でございます。

(砂田委員挙手)

亙理会長代理

はい。

砂田委員

分かりましたけれども、ただ漁業者が納得してねえと思うんですよ、県のやりとりに。と言うことは、抽選するという事を150名だかさしゃべったのか。最初は0トンから10トンと言いましたけども、そういう問題がありまして5トンから10トンになったことは分かっているんですが、俺があくまで聞いたのは文書は1月28日で決定になっているが、そのくじ引きの団体名の参加者名簿も一緒に付いてきた訳さ。それまでわかんなかった訳、抽選やるということ。そこらを漁業者が納得してねえって恰好で。ならば、150人あるならば、できれば全員に抽選させて平等にやれば良かったのではないかなと頭にあるし、で抽選になった人の中でも断る人もある格好だろう、そういうのねえはねえ、150人も応募してて。だから平等に150人なら150人に盛岡でやりますよと、案内すれば150人来ねえかも分かんないですよ。あと、くじ引きして当たらなかつたとか。そこらを系統の方で考えたのかな。ただ、日にちねくってどうのこうのと頭でいくものだから、漁業者がこんけい納得いかないという頭になっている訳ですよ。そいで組合さ来てて、ある組合長から平嶋さんさ俺は一応電話したけれども、こいつは海区の問題ではありませんよと、それは分かっていますと。大臣許可になりますので、海区には関係ありませんけれども、その他で喋んねえばわかんねえかなって頭で、意見を出した格好でございます。

(野澤漁業調整課長挙手)

亙理会長代理

はい、お願いします。

野澤漁業調整課長

今回、これは国の承認枠ということで、国が枠を県に対して渡すというものになりました。国の指導に基づいた対応ということで、我々も進めてきたところでございます。今回の経緯につきましては、11月にかなり国がタイトなスケジュールで県の方に方針を示したこと、方針が示されてこちらでも急遽対応していた中で、また途中で国の方で追加の助言があったというところで、国の助言の方の部分で対応せざるを得なかったという格好で、そういった部分でなかなか情報が錯綜したり、いずれ対応が後追いになったという所については、事務方としては大変申し訳なく思っております。一方で、漁業関係団体の方々からの御意見は丁寧に聞いてきたところでございまして、やはり0トンからくろまぐろを獲るという事は、漁業関係団体業界の方からも操業上非常にこれは危険だといったようなところの御意見も頂戴した中で、5トンというところの線引きをさせていただいたというところで、ここの部分についての説明は漁業者の方々に対して、丁寧にできなかったところにつきましては、反省すべき点がございます。また、抽選におきましては、これは説明会当初の時点において、漁業者の方に要望が多くなった場合には抽選を行うと説明してございましたので、突然抽選になったというような流れではなかったと考えております。

漁業者への説明、今後そういった部分は丁寧にしていかないとならないと考えますし、今回の国の対応についてももしっかり伝えるべきところは伝えていきたいというふうに考えております。

(砂田委員挙手)

亙理会長代理

はい。

砂田委員

はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

亙理会長代理

よろしいですか。

砂田委員

はい。

亙理会長代理

他になければ、県から情報提供はございませんか。

野澤漁業調整課長

ございません。

亙理会長代理

ありがとうございます。

事務局から何かありましたらお願いします。

横沢事務局長

本日御出席の委員の皆様におかれましては、任期が3月31日までとなっており、本日が最後の委員会ということになります。委員の皆様には、これまで4年間にわたり貴重な御審議を賜りましたほか、宮城海区との交流に御足労をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

大変ありがとうございました。

亙理会長代理

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。

皆様、大変御苦勞様でした。ありがとうございました。

終了 (午後3時22分)
